

農地耕作条件改善事業業務規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号、以下「実施要綱」という。）第2の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業の開始)

第2条 公社は、土地改良区又は市町村等（以下「土地改良区等」という。）から農地耕作条件改善事業の実施に係る要請書等（別記参考様式第1号及び別記参考様式第2号）の提出を受けて、実施要綱第6に定める農地耕作条件改善計画を作成し、実施要綱第7の1の（1）の規定に基づき事業採択申請を行うものとする。

2 土地改良区等は、前項に規定する要請書等を提出するときは、予め農地耕作条件改善計画概要書及び同意署名簿（別記参考様式第3号）を取りまとめるものとする。

(事業の実施)

第3条 公社は、実施要綱第7の2の規定による事業採択通知書の交付を受けて、土地改良区等の要請により、事業主体として農地耕作条件改善計画に定める基盤整備等を実施するものとする。

(条件の遵守等)

第4条 公社及び土地改良区等は、事業の実施に係る経費の負担及び基盤整備後の施設等（以下「施設等」という。）の引渡し並びに本事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

(実施計画の同意等)

第5条 公社は、事業の実施に係る実施設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ土地改良区等の同意を得るものとする。また、変更の必要が生じた場合も同様に同意を得るものとする。

(事業実施計画の変更)

第6条 公社は、第2条に規定する農地耕作条件改善計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めるところにより所要の手続きをとるものとする。

(負担金の算定)

第7条 事業に係る負担金の算定は、次の各号に掲げる経費の額の合計額に消費税額等を加算した額から当該事業に係る補助金の額を差し引いた額とする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量設計費
- (3) 用地費及び補償費
- (4) 船舶機械器具費
- (5) 全体実施設計費
- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費

2 前項各号の経費の積算については、公社理事長が別に定める。

(完了確認及び引渡し)

第8条 公社は、事業が完了したときは、土地改良区等の立会を得て、第2条第2項に定める農地耕作条件改善計画概要書及び同意署名簿に記載されている者（以下「事業参加者」という。）に対し引渡書（別記参考様式第4号）により施設等を引き渡すものとする。

(負担金の徴収)

第9条 公社は、前条の引渡しを行った場合は、第7条の規定に基づき算定した負担金を、原則として土地改良区等から徴収するものとする。ただし、事業参加者が公社から農用地等を借受けており、当該負担金を賃料に加算して支払いを希望する場合はこの限りでない。

2 土地改良区等は、前項に基づく負担金を第8条に規定する事業参加者から徴収するものとする。

3 第1項の負担金の請求にあたっては、当該負担金に係る事業費内訳を明らかにして行うものとする。

4 公社は、土地改良区等が負担金の全部又は一部の支払いを延滞した場合には、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、支払うべき額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(施設の管理状況の把握)

第10条 公社は、施設等のうち共同で利用する施設については、土地改良区等から当該施設に係る管理規程の提出を求めるものとする。

2 公社は、引渡しを行った施設等の使用及び管理状況の把握に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、業務の実施について必要な事項は、別に定める。

(準 用)

第12条 農用地等の利用条件の改善等が農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の事業として実施される場合は、本業務規程を準用するものとする。

附 則

1 この規程は平成27年5月12日から施行する。

2 実施要綱第7の1の(1)の規定に基づき平成27年4月14日付け岩農公発第101号により採択申請書等を提出した地区のうち、実施要綱第7の2の規定により事業の採択が決定された地区については、第2条第1項の規定を遡及して適用する。

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 様

〇〇〇土地改良区
理事長 □□□□ 印

農地耕作条件改善事業 〇〇地区の事業推進に係る要請について
当土地改良区の業務については、日頃からご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地改良区組合員の農業経営の規模拡大や農用地の利用集積・集約化を推進するためには、暗渠排水工事等の利用条件の改善が必要です。

については、農地中間管理機構として県内の農地の集積・集約化を推進し、更に農地等整備の実績もある貴公社に、農地耕作条件改善事業の事業実施主体として下記地区の条件整備を行っていただくよう要請します。

なお、事業実施に当たっては別紙のとおり、農地の集積・集約化を推進するとともに、地元調整や負担金徴収等の事業推進上必要な事項について、全面的に協力することを確約いたします。

記

事業名	農地耕作条件改善事業
地区名	〇〇地区
事業内容	暗渠排水：5.0ha（うち集約化1.0ha）
実施希望年度	平成〇年度
受益農家数	3戸

平成 年 月 日

確 約 書

〇〇〇土地改良区

理事長 □□□□ 印

〇〇〇土地改良区は、農地耕作条件改善事業〇〇地区の事業実施を公益社団法人岩手県農業公社に要請するに当たり、下記事項を確約する。

記

- 1 地区内の農地の集積・集約については、事業計画に則り〇〇〇土地改良区が中心となって進める。
- 2 地元の合意形成や各種調整については、〇〇〇土地改良区が責任を持って行う。
- 3 農家負担が発生した際の調整、徴収及び納付については、〇〇〇土地改良区が行う。
- 4 工事施工の主要段階や農家への引渡し時には、〇〇〇土地改良区も立会する。

以 上

引 渡 書

平成 年 月 日

〇 〇 □ □ 様

盛岡市神明町7番5号
公益社団法人 岩手県農業公社
理 事 長 ⑩

件名 〇〇地区農地耕作条件改善事業に係る基盤整備

(目的物内訳)

暗渠排水 〇.〇 ha

上記の目的物を本日引渡します。